

令和8年度ダイバーシティ推進センター出前講座「ぽらりす教室」実施要項

(目的)

1. ダイバーシティ推進センター「ぽらりす」(以下、「ぽらりす」という。)は、県内のあらゆる地域、世代の皆様に対し、幅広くダイバーシティ&インクルージョン(以下「D&I」という。)に係る意識啓発を図ることを目的とし、出前講座「ぽらりす教室」(以下、「ぽらりす教室」という。)を行うこととする。

(実施方法)

2. 実施方法は、次のとおりとする。
 - (1) 講師は、「ぽらりす」の職員とする。
 - (2) 対象は、企業・一般県民等、小学生・中学生・高校生・学生等、市町村職員・教職員等とする。
 - (3) 会場は茨城県内とする。

(実施内容)

3. 出前講座の内容は、次のとおりとする。実施内容の詳細については、別に定める。
 - (1) D&Iの推進に関すること
 - (2) デートDV防止啓発に関すること
 - (3) 家事・育児の分担および仕事と生活の調和に関すること
 - (4) 多様な視点を持つ管理職の育成に関すること

(実施期間)

4. 実施期間は、次のとおりとする。

前期 2026(令和8)年6月29日(月)～2026(令和8)年10月30日(金)

後期 2026(令和8)年11月2日(月)～2027(令和9)年1月29日(金)

(対象者および件数)

5. 対象者および件数は、次のとおりとする。
 - (1) 企業・一般県民等 ……10件程度
 - (2) 小学生・中学生・高校生・学生等 ……10件程度
 - (3) 市町村職員・教職員等 ……10件程度

(申込方法)

6. 申込は、いばらき電子申請・届出サービスより行うものとする。

(申込期間)

7. 申込期間は、次のとおりとする。

前期 2026(令和8)年4月13日(月)～2026(令和8)年5月15日(金)

後期 2026(令和8)年8月3日(月)～2026(令和8)年8月28日(金)

(実施に関する調整及び決定方法)

8. 実施に関する調整及び決定方法は、以下のとおりとする。
- (1) 申込が多数の場合、日時・内容、および過去の実施状況を総合的に判断し、実施先を決定する。
なお、前期日程の申込状況により、後期日程の募集を行わない場合がある。
 - (2) 派遣する講師は、「ぽらりす」が決定する。
 - (3) 結果については、申請者あてに通知する。

(講師派遣依頼)

9. 申込者は、実施日時・内容等について「ぽらりす」との調整が済み次第、ダイバーシティ推進センター長あて、講師派遣依頼書（申込者任意様式）を提出するものとする。

(経費の負担)

10. 会場の確保・設営、必要物品の準備に係る経費は申込者の負担とし、派遣する講師等の経費は、「ぽらりす」が負担する。

(講師派遣の制限)

11. 「ぽらりす」は、次の項目に該当すると認めるときは、講師派遣を行わない。
- (1) 公序良俗に反し、または公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 政治、宗教または営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
 - (3) 出前講座の目的に反し、その開催が適当でないとき。
 - (4) 大規模な災害等により、その開催が適当でないとき。
 - (5) その他、「ぽらりす」が適当でないとき。

(アンケートの実施及び提出)

12. 申込者は、出前講座終了後、受講者アンケート（感想等）を実施し、「ぽらりす」に提出する。

(資料の利用制限)

13. 申込者・受講者による出前講座の資料、投影データ等の第三者への提供、二次利用は不可とする。

(出前講座の公開)

14. 市町村担当職員及び「ぽらりす」が認めた関係者等から出前講座の参観希望があった場合、原則として公開とする。ただし、事前に申込者の了解を得るものとする。

(その他)

15. 出前講座の実施について、この要項に定めない事項は、「ぽらりす」が決定する。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。